

**令和3年11月**  
**丸亀市農業委員会定例総会**  
**議事録**

**令和3年11月19日開会**

**丸亀市農業委員会**

## 令和3年11月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和3年11月19日(金) 午前9時30分～午前10時30分

開催場所 丸亀市役所 本館2階201・202会議室

出席委員 15人

農業委員 15人

- |          |          |           |           |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 5. 横井 英明 | 10. 松岡 正雄 | 14. 登倉 賢仁 |
| 2. 宮武 雅毅 | 6. 葛原 忠嗣 | 11. 松岡 繁  | 15. 大林 孝行 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 大口 年昭 | 12. 平池 收  | 16. 松下 孝江 |
| 4. 石井 廣喜 | 9. 久米 彰義 | 13. 谷本 公紀 |           |

欠席委員 1人

農業委員 1人

8. 高吉 和博

※農地利用最適化推進委員は召集していません。

## 農業委員会事務局出席者

事務局長 小西 裕幸

事務局次長 大西 良明

主 査 岩崎 正英

副主任 山根 大雅

主 任 中山 弘美

## その他の出席者

(公財) 香川県農地機構 農地集積専門員 本条 輝也

## 議事日程

### 農政に関する議題

1. 香川県農地機構からの事業報告
2. その他

### 報 告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. その他

### 土地に関する議題

議案第65号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第66号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第67号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第68号 農用地利用集積計画の決定について

議案第69号 非農地証明願について

議案第70号 許可後の事業計画変更申請について

### 報 告

報告第28号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第29号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

## 令和3年11月丸亀市農業委員会定例総会議事録 午前9時30分 開会

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。皆さん、おはようございます。定刻が参りましたので、ただいまから令和3年11月の農業委員会総会を開会いたします。それでは、本日机の上にお配りしています資料の確認をお願いします。①本日の総会の次第（裏面に定例農家相談開催結果と次回の日程）、②議案差替分（50ページと51ページ）、③農林水産統計令和2年度米生産費と書かれた、A4：1枚ものです。④令和3年度中讃地域水田農業を考える会の開催要領、⑤令和3年度第2回経営発展支援個別相談会案内、⑥来年のカレンダー、こちらは全国農業新聞からいただいています。本日の資料は以上となります。あとは、事前に送付しています議案書、それから資料等をご覧ください。

それでは、活動記録簿の方、お出してください。本日の総会出席も忘れずに、お隣と確認しながら出席の記載をお願いいたします。持参されていない方は、帰宅後、記入をお願いします。

次に携帯電話は電源を切るかマナーモードをお願いします。

それでは、会長よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君） おはようございます。最近、半農半Xという言葉をよく聞くようになりました。今日の農業新聞にも載っていましたが、何か新しいことのように聞こえますが、なんのことはありません。農業しながら、半分のXは兼業と言うようなことを政府は最近言い出しました。もう大きな農家だけでは農業が維持できないと、今までも、地域の農地やため池、水路等を守ってきたのは、家族農業であり、半農半Xの兼業農家であったわけです。

先月の29日に農林水産省から農業経営統計調査米生産費というのが公表になりました。大きな農家から小さな農家までの標本調査による平均です。右のグラフで一番大きいのが、労働費の約30%とその次は農機具費が22.5%となっています。資本利子・地代全額算入生産費、生産費の総額ですが、10アール当たり129,186円です。60キログラム当たり15,046円の経費がかかります。香川県の数値は、左脇に私が手書きで書いています。0.5から1.0ヘクタールという階層で、その平均は7反3畝ということで香川県の農家の生産費ぐらいになると思います。これを見ていただきますと、物財費で10万3000円、その内、農機具費が2万円、賃借料が2万円、労働費が5万4000円、費用合計が15万7000円となります。資本利子・地代全額算入生産費が175,037円です。米を1反作るには17万5000円かかるということです。60キログラム当たりでは2万2000円になります。労働時間が36時間ということです。その下のグラフを見ますと、全国平均に比べて、規模の小さいところは非常に生産費が高くなっています。0.5ヘクタール未満だったら21万1000円、1ヘクタール未満で17万5000円がかかります。あと3ヘクタールぐらいからは、規模が拡大しても徐々に減っていきます。米の収益は3割も下がったということで、コシヒカリとおいでまいの2等が60キログラム9,600円、

8俵できたとして76,800円になります。ヒノヒカリとあきさかりの2等が60キログラム8,700円、8俵できたとして69,600円になります。76,800円の収入から生産費の175,037円を引きますと、10アール当たり98,237円の赤字になります。労働費は、実際には支払いしていませんが、生産費ですから算入します。自分の働いた分はタダ働きでいいとして、98,237円から労働費の54,564円を引きますと、43,673円の赤字ということになります。ヒノヒカリとあきさかりで同様に計算しますと、労働費をタダにしてでも、50,873円の赤字になります。では米価がいくらだったら再生産できるかは、0.5ヘクタールから1ヘクタールの場合、生産費が175,037円、それは8俵で割ると60キログラム21,800円になります。労働費を無償としてでも、15,063円になります。1万5000円で販売しないと赤字になるということです。赤字になるから、米作りを全員が止めたら、国民は飢餓状態になります。国民の主食ですから、安定供給が必要になります。挨拶が非常に長くなりましたけれど、参考にしてください。

それでは議事を進めます。本日の出席委員は15名で、過半数の方が出席をされていますので、総会が成立していますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、5番の横井委員と6番の葛原委員にお願いいたします。

農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 本日の農政に関する議題といたしまして、議題1「香川県農地機構からの事業報告について」、議題2その他です。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

●会長（松岡繁君） それでは議題1「香川県農地機構からの事業報告」について、香川県農地機構飯山事務所より本条農地集積専門員にお越しをいただいています。説明をお願いします。

●農地機構（本条輝也君） 農地機構の本条です。おはようございます。皆さんのお手元に「令和3年11月19日の転貸実績」という1枚ものの紙があると思いますので、そちらをご覧ください。説明いたします。農地機構は、皆様方のご協力で、徐々に集積を増やしています。今年度も11月分までで、およそ30ヘクタールの借入があります。年度別の実績では、26年度から事業をスタートしまして年々右肩上がりに上がってきています。担い手の方への集積は、令和2年度までの総計で300ヘクタールになっています。ただ解約とかがあるので、実質は270ヘクタールぐらいの集積になっています。県下の実績をご報告しますと、令和2年度末までで29,700ヘクタールなので、2,856ヘクタールを借り入れて、2,823ヘクタールを貸し付けています。こちらの方は、今まで農業委員会を通じての基盤法による貸借からの移管等もありますが、新規の集積面積としましては、1,622ヘクタールとなっています。全国実績はその下の通りです。令和3年度転貸の今年度11月までの実績がその次に書いています。6月と10月、11月が米と麦の時期ということで面積が増えていきます。

今年度は、綾歌地区で2法人、郡家地区で1法人、新規に増えましたので、それも集積しています。現在の

丸亀市の農地の登録状況は3,640筆です。ただ、その中で174筆について借り手が見つかりません。割合は4.7%になります。1筆当たりの面積の平均は117㎡となり、面積が小さいです。1000㎡以上の筆も34筆あるのですが、進入路がないとか、形が悪いとかの条件で借りられていません。マッチングできていない農地の内訳は旧市内が67筆、綾歌83筆、飯山24筆となっています。最後に、担い手として登録していただいているのが176件、内訳は下に書いてある通りです。担い手のいない地域もありますので、皆様方のご協力をいただいて、担い手を増やしていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。以上で、報告を終わります。

●会長（松岡繁君） ありがとうございます。この件につきまして、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 高齢や後継者不足で耕作が難しくなった農地の貸し借り等について相談がありましたら、農地機構の紹介や利用の推進をお願いします。

その他で、議題はありますか。

●事務局長（小西裕幸君） ありません。

●会長（松岡繁君） それでは、報告・連絡事項に移ります。報告1「定例農家相談会の開催結果」について、事務局から報告いたします。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。前回の農家相談開催結果を報告いたします。飯山市民総合センター開催分は、10月27日水曜日、谷本委員で、市役所本庁開催分は11月5日金曜日、高吉委員で、綾歌市民総合センター開催分は11月10日水曜日、平池委員で、それぞれ9時から11時まで行いましたが、相談はありませんでした。次に、次回の農家相談の開催予定について、お知らせいたします。飯山市民総合センター開催分は、11月29日月曜日、登倉委員、市役所本庁開催分は、12月6日月曜日、大西委員、綾歌市民総合センター開催分は、12月10日金曜日、久米委員の担当で、それぞれ9時から11時までとなっています。「農家相談の手引き」をお持ちの上、ご出席よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） その他で報告事項はありませんか。

●事務局長（小西裕幸君） 先月に説明いたしました農業委員・推進委員研修会を12月8日水曜日の午後1時30分から綾歌町のアイレックスで行います。当日ご都合の悪い方は本日までにご連絡いただくようになっています。ご都合の悪い方いらっしゃいましたら、この会議の終了後にお申し出ください。当日は、「2021年度農業委員会業務必携」をご持参ください。それから、本日の資料の中で、「令和3年度中讃地域水田農業を考える会」開催要領をご覧ください。案内が来ております。内容は、12月14日火曜日の午後1時30分からアイレックスで行います。ご参加を希望される方は、今月中に農業委員会事務局へご連絡ください。それともう1枚、「令和3年度第2回経営発展支援個別相談会」の案内を置いています。経営改善・発展に向けて

課題を抱える認定新規就農者等が対象で、予約制になっています。開催日の一週間前までに、最寄の農業改良普及センターもしくは香川県農業会議に直接FAX等でお申し込みください。説明は以上です。

●会長（松岡繁君） 何かご質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 続いて農地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 土地に関する議題といたしまして、

議案第65号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、

議案第66号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、

議案第67号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、

議案第68号「農用地利用集積計画の決定について」、

議案第69号「非農地証明願について」、

議案第70号「許可後の事業計画変更申請について」、

報告といたしまして、

報告第28号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、

報告第29号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） それでは、議案第65号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 失礼します。それでは議案の1ページをご覧ください。位置図と一緒に、ご審議よろしくお願いたします。議案第65号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。案件は7件です。

1番、金倉町・・・面積254.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

2番、中津町・・・面積24.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人の要望により、贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画を提出されています。

3番、垂水町・・・面積495.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る

譲受人へ、贈与による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

4番、綾歌町岡田上・・・合計面積1,857.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する耕作不便で、低生産の当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で、花卉を作付けする計画が提出されています。

5番、綾歌町岡田東・・・面積661.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営の縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

2ページをお開きください。

6番、綾歌町岡田東・・・面積1.62㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地の一部に借人が排水管を埋設し、区分地上権を設定するものです。

7番、綾歌町富熊・・・合計面積1,739.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営の縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

以上7件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できることと見込まれる全部効率利用要件、また、農作業について従事すると見込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止事項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えています。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので採決をいたします。議案第65号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から7番の各案件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、本案件7件は原案の通り許可することに決定いたしました。

次に、議案第66号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは3ページをお開きください。議案第66号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」です。案件は1件です。

1 番、綾歌町富熊・・・合計面積 71.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、申請地に進入路の拡幅整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上1件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、採決をいたします。議案第66号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番の案件を、許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、本案件1件につきましては、許可相当として委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。

それでは、議案第67号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 続いて4ページをお開きください。議案第67号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。案件は、5番が取下げになったため15件です。

1 番、今津町・・・面積 1,086.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、特定建築条件付売買予定地住宅3棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2 番、新田町・・・面積 397.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲2区画の造成整備を図るものです。申請地は、第一種低層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

3 番、山北町・・・合計面積 804.77 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲3区画の造成整備を図るものです。申請地は第一種低層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

4 番、郡家町・・・合計面積 709.87 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この申請地は、昭和49年ごろ宅地への進入路として造成し、現在まで利用してきました。今回、当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図るため、所有権移転売買を行い、引き続き進入路として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5ページをお開きください。

5番は、貸人死亡のため取下げになりました。

6番、飯野町東二・・・合計面積376.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、車両置場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7番、飯野町東分・・・合計面積1,702.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅5棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8番、垂水町・・・合計面積489.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6ページをお開きください。

9番、垂水町・・・合計面積125.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、進入路の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

10番、土器町西一丁目・・・面積552.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、新たに200㎡を超える農業用倉庫を建築整備するものです。申請地は、農用地区域内農地で第2種農地に区分されますが、令和3年10月に、農用地利用計画の区分変更申請がされており、指定された用途に使われるものであるため、転用できるものと考えます。

11番、土器町西二丁目・・・面積195.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

1 2番、土器町西五丁目・・・1,294.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、共同住宅2棟の建築整備を図るものです。申請地は、第一種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

7ページをお開きください。

1 3番、綾歌町岡田下・・・面積326.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、太陽光発電パネル1基の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

1 4番、綾歌町富熊・・・合計面積730.76㎡【議案読み上げ】

この申請地は、平成30年ごろ農地を造成し、資材置場として現在まで利用してきました。今回、当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、使用貸借権の権利設定を行い、引き続き資材置場として利用するものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年7月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

1 5番、綾歌町富熊・・・合計面積404.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。なお、申請地の一部において、14番申請の資材置場への進入路として利用していましたが、今回の申請をもって、あわせて無断転用の解消を図るものです。また、申請地の一部は、農用地区域内農地ですが、令和3年7月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8ページにかけてになります。

1 6番、飯山町川原・・・合計面積3,911.08㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、太陽光発電パネル18基の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画実施周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上15件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、採決をいたします。議案第67号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について、5番を取り下げ、それを除いて、整理番号1番から16番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、議案第67号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」15件は、許可相当として委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。

続きまして、議案第68号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは9ページをお開きください。議案第68号「農用地利用集積計画の決定について」です。9ページから56ページにかけて記載をしています。

申請件数は、合わせて85件、筆数が219筆、面積が209,957.75㎡です。詳細は表の通りです。以上、ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようですので、議案第68号「農用地利用集積計画の決定」について、85件の各案件につきましては、原案どおり処理していくことにいたします。

次に、議案第69号「非農地証明願について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、57ページをお開きください。議案第69号「非農地証明願について」です。案件は1件です。

1番、田村町・・・面積193.00㎡【議案読み上げ】

申請地は、現在、耕作事業のための農業用施設（倉庫）として利用している状況です。

以上1件、「丸亀市非農地事務処理要領」における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題はないものと考えています。ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようでありますので、議案第69号「非農地証明願」について、整理番号1番の案件につきましては、原案どおり処理していくことといたします。

続いて議案第70号「許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明を

お願いします。

●事務局次長（大西良明君） 58ページをお開きください。議案第70号「許可後の事業計画変更申請について」です。本件は2件です。

59ページにかけてになります。

1番、金倉町・・・面積19,115.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年10月28日、遊技場店舗の建築整備等を行う計画で、農地法第5条の許可を受けていましたが、併用地に露天駐車場を増設するため、事業計画を変更したいと申請がありました。

60ページをお開きください。

2番、綾歌町岡田東・・・合計面積705.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成30年8月6日、分譲住宅2棟の建築整備を行う計画で、農地法5条の許可を受けていましたが、諸般の事情により、工期の2年延長と区画面積を変更するため、当初の事業計画を変更したいとの申請がありました。以上、ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君） ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、議案第70号「許可後の事業計画変更申請」について、整理番号1番から2番の各案件につきましては、原案どおり処理していくことにいたします。

それでは報告事項に移ります。報告第28号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、報告第29号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」を事務局から報告いたします。

●事務局次長（大西良明君） 61ページをお開きください。報告第28号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。報告は4件です。

1番、本島町笠島・・・合計面積346.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和3年2月15日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

2番、綾歌町岡田上・・・合計面積1,775.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成6年6月8日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

62、63ページにかけてになります。

3番、綾歌町岡田下・・・合計面積10,559.82㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和3年9月15日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

4番、綾歌町栗熊東・・・合計面積2,541.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成31年3月14日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

64ページをお開きください。

報告第29号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。報告は1件です。

1番、飯山町東坂元・・・合計面積1,458.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止による残存小作の解消のため、離作補償なく合意解約するものです。

報告は以上です。

●会長（松岡繁君） ただいまの報告事項について、ご質問等ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、報告事項を終わります。以上で11月総会の議案審議並びに報告事項は全て終了しました。これをもって閉会といたします。最後に事務局から連絡事項を申し上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。来月の定例総会等の開催日程についてお知らせします。まず、現地調査ですけれど、農地転用等の申請の締切日は12月3日金曜日になりますので、土日を挟んで、12月7日火曜日に現地調査を行います。関係する委員には、6日月曜日に連絡いたしますので、予定を空けておいってください。また、来月の定例会は12月20日月曜日午前9時30分から、この会場で開催いたします。お忙しい時期ですが、全員のご出席をお願いいたします。なお、本年度も12月の総会後の忘年会は中止いたします。連絡は以上です。

（午前10時30分終了）